明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（一一）　二

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二三）　六六
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二四）
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同二五）
○投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務五三一）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四七七）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　七二
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、企業年金連合会平成二十事業年度決算等関係　一〇九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一二五
会社その他
会社決算公告　一二六

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（条約第一一号）（外務省）

この協定は、投資の促進、保護及び自由化のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　この協定の適用範囲について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を与えるとともに、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し無差別待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第六条関係）

7　各締約国は、非政府機関又は公的企業が、中央政府によって委任された権限を行使するに当たり、この協定の義務に違反しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。（第七条関係）

8　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等につき定める。（第八条関係）

9　各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定め、また、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条関係）

10　各締約国は、自国の法令に従い、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する旨定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一三条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一四条関係）

14　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一五条関係）

15　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一六条関係）